

令和7年6月議会議案付託表(その1)

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任	1	令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
	2	亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
	4	石田梅岩記念館に係る指定管理者の指定について
環境市民 厚生常任	報1	専決処分の承認を求めることについて 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	1	令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)
	3	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
産業建設 常任	1	令和7年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

請 願 文 書 表

(7 年 6 月 議 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	令和 7 年 6 月 9 日	国民健康保険の国庫 負担率の大幅増額を 求める請願	亀岡市社会保障推進協議会 会長 高向 美智子 全日本年金者組合亀岡支部 支部長 小川 正 新日本婦人の会亀岡支部 支部長 福井 里美 亀岡生活と健康を守る会 副会長 並河 愛子 亀岡民主商工会 会長 芦原 勝子 京都退職教職員の会 口丹支部 支部長 絹田 實	大西 陽春 片山 輝夫 三上 泉	(請 願 の 要 旨) (1)国に対して、国民健康保険の国庫負担率の大幅増額を求める意見書を提出してください。 (請 願 の 理 由) 国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していない全ての人を対象とする医療保険制度です。 しかし国民健康保険料の値上げが相次ぎ、亀岡市国民健康保険料は 2 0 2 5 年度一人当たり 9 , 8 9 7 円引き上げられました。重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者、非正規雇用者だけでなく、低所得層のみならず中間所得層にとっても、生活を圧迫する切実な問題となっています。 低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、保険料水準を中小企業労働者が加入する協会けんぽ並みに引き下げるためには、1 兆円の公的財政支援が必要とされています。国民健康保険には、他の保険にない均等割りがあり、特に子どもにかかわる均等割りは、2 0 2 2 年から未就学の子どもの均等割りの減免が実施されたとはいえ子育て支援に逆行するものです。 公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは制度の趣旨に反するものです。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものです。 国民健康保険法第一条に定める目的である「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ため、国民健康保険加入者及び保険者の負担を軽減し、安定した国民健康保険制度の運営が可能となるよう、国に対し国庫負担率の引き上げを強く求めるものです。 以上の趣旨から亀岡市議会において、国に対して国民健康保険の国庫負担率の大幅増額を求める意見書を提	環境市民厚生 常任委員会

					出していただくよう 請願します。 地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記の通り 請願 書を提出します。	
--	--	--	--	--	---	--

請 願 文 書 表

(7 年 6 月 議 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
2	令和 7 年 6 月 9 日	医療・介護労働者の持 続的賃金改善を国に 求める請願	京都市中京区壬生仙念町 3 0 - 2 ラポール京都 6 階 京都医療介護労働組合連合 会 執行委員長 勝野 由起恵	大西 陽春 片山 輝夫 三上 泉	(請願の要旨) (1)国に対し、医療・介護経営への速やかな財政支援と、人件費・物件費の上昇に見合う診療報酬・介護報酬の引き上げを行うよう求める意見書を提出して下さい。 (請願の理由) 4 月に発表された 2 0 2 4 年度の消費者物価指数(総合)は前年度比 3 . 0 % となり、2 0 2 2 年度以降、3 % 台の高い上昇が続き、実質賃金は 2 0 2 2 年から 3 年連続前年比マイナスで、労働者・国民の暮らしはいっそう厳しさを増しています。こうしたなか政府・財界は、物価上昇と賃上げの好循環の実現を掲げ、日本経団連は 2 0 2 5 年春闘において「賃上げの力強いモメンタムを定着させる」とし、連合の 2 0 2 5 年春闘回答は、1 7 , 0 1 5 円(5 . 3 7 %)と前年同時期を 1 , 2 2 8 円(0 . 1 7 %)上回り、3 0 0 人未満の中小も 1 3 , 2 8 3 円(4 . 9 7 %)と前年同時期を 1 , 1 1 3 円(0 . 2 2 %)上回る到達となっています(4 月 1 5 日時点)。 ところが医療・介護分野は、昨年も、今年も、賃金改善が全産業平均を下回り、しかも今春闘は、昨年をも下回る低水準にとどまっています。日本医労連加盟組合の回答平均は、定昇・手当込みで 5 , 0 4 5 円と前年比▲ 3 , 1 4 8 円(昨年最終 8 , 1 9 3 円)という到達で、他産業との賃上げ格差がますます拡大しています。この背景には、公定価格で運営される医療・介護経営の収入源である診療報酬・介護報酬について、物件費や人件費の上昇をカバーするのに必要な財政措置が、国において十分とられていないという問題があります。 コロナ禍以降、患者・利用者のいのちと健康を守るために力を尽くしてきた医療・介護労働者は、その責任の重さと労働実態に見合わない低水準の処遇、物価高騰が続く一方で他産業以下にとどまる賃金改善という状況のなか、いま、次々と職場を離れていっています。看護・介護が選ばれない職になりつつある現状は、この国のい	環境市民厚生 常任委員会

				のち・健康を守る社会インフラとしての医療・介護に極めて深刻な影を落とし始めています。介護職員は介護保険制度が始まって以来初めて減少に転じ、看護職員の離職と確保難による病棟閉鎖が広がり、国民のいのち暮らしを支える医療・介護の「崩壊」がすでに始まっている状況です。 患者・利用者・住民にとってなくてはならない地域の医療・介護資源を維持し守っていくために、医療・介護労働の社会的役割に相応しい賃金水準を実現していくことのできる診療報酬・介護報酬の大幅引き上げが必要です。貴議会として、医療・介護経営への速やかな財政支援の実現と、人件費・物件費の上昇に見合う診療報酬・介護報酬の引き上げが行われるようご尽力を賜りたくお願い申し上げる次第です。	
--	--	--	--	---	--

令和7年4月15日受理(郵送)

別紙 No.1

国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情書

陳情の要旨

現在、防衛力強化の一環として、軍事装備品を求める要求が多数出ています。しかし、去年のコメ不足で日本中が大騒ぎ、いかに日本の食の、安全、安心の政策は砂上の楼閣であると感じました。

この為、国に対し有事の際、国民が一年間食する事が出来るように、食糧の備蓄を大幅に増やし、食糧備蓄の予算は、防衛関連予算から出すことを求める意見書の提出をお願いする次第です。

陳情の理由

現在、国内では反撃能力を高める取り組みが進んでいます。しかし、去年の夏、自然災害が多発する状況を目の当たりにした市民は、各家庭でお米を余分に購入、又新規参入者はお米の買い占めに奔走、この為、スーパー、コメ専門取り扱い業者間で、コメ不足が発生、この状況がマスコミから国内の消費者に喧伝されました。このような状況下から、令和のコメ騒動が発生したと思われます。

しかも、日本の（令和5年度、農林水産省 出典：食料、農業、農村白書、）食料自給率は38%と先進国では最も低い食料自給率です。

よって、有事に備える為、国民が1年間食する事が出来るように食糧の備蓄を大幅に増やすことが必要であり、要旨のとおり陳情するものです。

令和7年4月15日

亀岡市議会議長

小川 克己 様

社会の歪を鋭く追及

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町2丁目17の6

〒446-0044 ☎ 0566-76-7465

令和7年5月28日

亀岡市議会議長
小川 克己様

〒615-8035

京都府西京区下津林芝ノ宮町 31 プリオール桂 105 号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会
代表 中路 式雄

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

＜陳情理由＞

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 81 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択・趣旨採択されました。（資料1）

陳情採択などを受けて、実態調査が全国の数十自治体で行われておりますが、例えば、東京都港区の調査（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割にもなりました。また勧誘を受けた職員の7割が購読していました。自由意見でも「購読をやめたいが、言い出せない」との多くの声があがりました。庁舎内で政党機関紙勧誘に伴う「圧力」により、職員自身の意志に反した購読が横行していたのです。

港区では調査結果を踏まえて、3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。（資料2）

東京都議会3月議会においては、政党機関紙勧誘に関する議員質問に対し、総務局長は「庁舎内における政党機関紙勧誘は禁止である」と明言しました。

同じく亀岡市役所庁舎管理規則（物品の販売等の禁止）では

第16条 何人も庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為で庁舎の管理上支障がないと認められるもので、管理責任者が承認した場合は、この限りでない。（1）物品の販売、宣伝、勧誘その他これに類する行為

とあり、政党機関紙の勧誘・配達・集金も許可を受ける禁止行為であります。

そこで情報公開して確認したら、日本共産党亀岡市議会議員団から承認願の申請があり、3名の共産党議員に「配達・集金」の行為承認書が発行されておりました。これは、勧誘は禁止されているということになります。（承認願と行為承諾書を参考に添付）

2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も108にのぼります。

亀岡市議会においては、3月議会で京都府民の会が出した「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は審議しましたが結果は採択されず「行政に伝える」でしたので、アンケートは実施されておりません。

そこで、早急な実態調査が行われなかったとしても、最低限、庁舎内の勧誘行為に関するルールは厳守していただきたいと思い、再度陳情を提出いたしました。一部政党が主張するように「政党機関紙の勧誘は憲法が保障する政治活動」というのは当然だとしても、一方で、庁舎内では無許可の営業行為は管理規則で禁止されており、同様に、民間のマンションやアパートでも「営業目的の訪問・勧誘活動を禁止」している施設も少なくありません。こうした施設内での勧誘活動は、住民の信頼を損ねるものであり、政治モラルに反するものです。さらに多くの住民が利用する庁舎内では、職員の政治的な中立性が地方公務員法第36条「政治的行為の制限」で求められています。

議員の皆様は、庁舎管理上のルールに従い、場所をわきまえて政党機関紙勧誘活動を行っていただきたいと思います。以下、陳情2項目を議会に求めます。

＜陳情項目＞

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。これまで許可を得ずとも勧誘行為がおこなわれてきた経緯があれば、今年から改めてください。
- ② 今後「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請をする場合は、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関して、職員に寄り添ったアンケートを実施し、判断材料するように議会から行政に要請するようにしてください。

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（81自治体）

北海道	■千歳市 ■釧路市	千葉県	■千葉市 ■習志野市 ■大網白里市 ■四街道市 ■東金市 ■香取市 ■山武市 ■銚子市 ■勝浦市 ■流山市 ■神崎町 ■九十九里町	長野県	■岡谷市
青森県	■外ヶ浜町 ■大鰐町		■岐阜県	■中津川市	
岩手県	■滝沢市		■愛知県	■高浜市 ■豊明市 ■安城市 ■津島市 ■蒲郡市 ■幸田町	
秋田県	■北秋田市 ■湯沢市 ■潟上市 ■八郎潟町 ■八峰町 ■上小阿仁村		■大阪府	■大阪狭山市	
山形県	■山形市 ■寒河江市	東京都	■港区 ■目黒区 ■調布市 ■武蔵村山市 ■清瀬市 ■稲城市	■兵庫県	■高砂市 ■明石市 ■芦屋市 ■西宮市 ■豊岡市
福島県	■会津若松市 ■川俣町 ■北塩原村		■藤沢市 ■茅ヶ崎市 ■南足柄市 ■綾瀬市 ■厚木市 ■大和市 ■伊勢原市 ■海老名市 ■座間市 ■逗子市 ■鎌倉市 ■愛川町 ■真鶴町 ■松田町 ■寒川町 ■清川村	■岡山県	■総社市 ■美作市 ■吉備中央町 ■和気町
栃木県	■宇都宮市 ■鹿沼市 ■壬生町	神奈川県		■熊本県	■荒尾市
群馬県	■沼田市 ■甘楽町		■鹿児島県	■霧島市 ■指宿市 ■日置市	
埼玉県	■加須市 ■和光市 ■美里町 ■上里町				

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在108自治体）

地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。(新聞記事より)

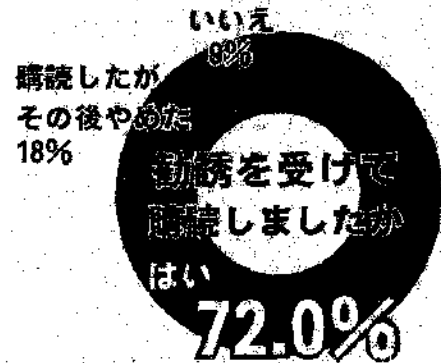
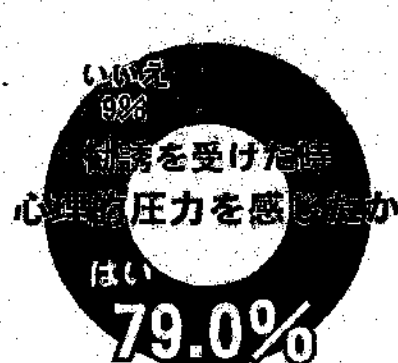
で、奎無の政
係らが有紙符す
関がれの関・ま
のなぞ覚機会れ
等し。目覚議ら
対かばの政ばめ
ほしれ肩うれ求
に。あ議件あがす
的とが。をが策ま
来と為す力。対し
本の行ま狂態な致
は然下し。実格い
量当ン転ずの敵願
職は之にら勝のお
との気係れ勅方を
員るう関閣議放外
議あハなに議の善

【資料2】都内自治体の職員アンケートの結果事例

港区

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

円グラフは調査結果に基づき本会で作成（原本はQRコードよりご参照いただけます）



対象：管理職100名 回答67名（回答率67.0%） 期間：令和6年10月25日～11月6日
結果：区議会議員から勧誘を受けたと9割強（61人）が回答。勧誘された職位は、9割以上が課長または係長。勧誘を受けた際、8割（48人）が心理的圧力を感じた。勧誘を受けて、7割強（44人）が今も購読している。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない」「購読を断れることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

(1) 回答総数：40件

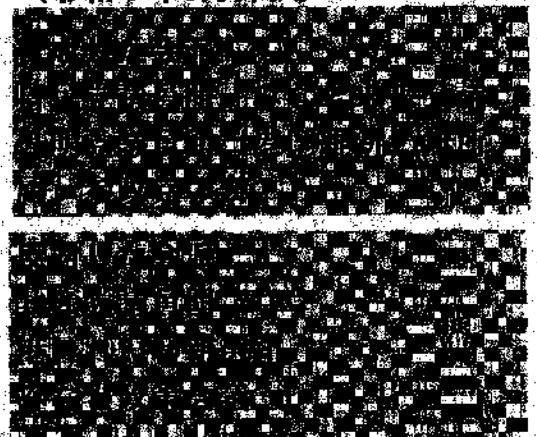
(2) 意見要旨：以下のとおり

その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為
(勧誘、配達、支払い場所等)について
ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘密情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、集金や配達をすることは適正すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずにやめられない。	10
3	購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにして欲しい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6
7	経済的な負担となっている。	4
8	個人での解約を後押しできるような通知などを出して欲しい。	2
9	政党の考え方や世の中の動きを多角的に把握するためには役立っているように感じる。	2

※ 1人の回答者が複数内容の意見を回答している場合もあるため、回答総数と表中の意見数の合計は一致しません。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為
の実態調査を求める請願
(令和6年3月採択)



※アンケートは請願採択を受け実施

港区では調査結果を踏まえて、令和7年3月議会で議員から区長に改善を求める質問があり、区長は職員をパワハラから守るために庁舎管理規定の見直しなど速やかな対応を図ることを答弁しました。



都内自治体の職員アンケートの結果事例②

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査
令和6年10月15日～10月29日実施(区職員348人が回答) より抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/055/358/r61119_gjun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

業務中にの集金で執務室内に勝手に入る

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。
朝の早い時間に新聞を机上に置かれていますが、通常の業者であれば執務時間の内
外を問わず事務室には入れません。以前はヤクルトや牛乳を自席にもってきて販売
していましたが、今は販売は認められていません。
議員(事務員)さんが配っておられるのであれば、どのような根拠でしょうか。
の販売だけが認められ、議員や事務員が執務室内を自由に歩き回れる根拠がある
ならば示していただきたいと思います。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り



都内自治体の職員アンケートの結果事例③

町田市

特定政党の市議が、度重なる通達にも関わらず、
庁舎管理規則に反して、勧誘活動を継続していたことが判明

2019年に4度目の職員通達

「庁舎内の物品販売は禁止事項であり、政党の機関紙等を購入する行為を厳に慎むこと」

「赤旗」庁舎内購読自粛を通達 東京・町田市、管理規則に抵触

東京都町田市が、共産党の機関紙「しんぶん赤旗」を含む政党機関紙を庁舎内で購入することを自粛するよう求める通達を今月、全職員に出していたことが21日、分かった。同市は平成26年度以降、3回にわたって同様の通達を出したが、同市の共産市議が最近でも市職員に庁舎内で赤旗を配布したり、購読料を集金したりしていた事実が判明し、こうした行為が庁舎管理規則などに抵触する可能性があるかと判断した。

通達は今月5日付。同市によると、8月中旬から下旬にかけて、市職員を対象に同紙の購読状況などに関する調査を実施。その結果、職員7人が庁舎内で私費で購読していた。共産市議が庁舎内で直接、同紙を手渡し、集金行為もしていたという。

同市の庁舎管理規則などでは、無断で物品の売買などを庁舎内で行うことを禁じている。これを踏まえ、同市は一連の行為が同規則などに反する可能性があるかと判断。高橋豊副市長名で「政党の機関紙等を購入する行為を慎むこと」などと記載した通達を出した。同様の通達は26年度以降、4度目となる。

庁舎内での通達内容の徹底を図るため、同市は今月18日から26日まで、職員の購読状況の再調査を実施している。21日時点で購読を継続していると回答した職員は報告されていないという。産経新聞 2019年11月21日付

4 町田市が職員に通達した 度目の通達文

庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図られたい。

この旨、命により通達する。



狛江市

議員の独自調査で、複数の管理職の証言を紹介。市総務部長は、購読勧誘等が長年慣習として行われてきたと認め、「（市の）政治的中立が疑われかねないので、庁舎内での勧誘、配布、集金は原則禁止しなければならないと考えている」と述べ、今後職員らに徹底させると明言した。

